

	該当箇所	意見の概要
289	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	国内排出量取引については、早急に具体的内容を検討すべき対策・施策とすることを強く求める。当面は、自主行動計画の改善が急がれるが、同時に、排出量取引の早期導入のための制度設計の検討を早急に進めるべきである。
290	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	強制的な排出枠の付与を行うキャップ&トレード方式であれば、導入に反対である。
291	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)	欧州の排出量取引制度議論を安易に受け入れるのではなく、日本の優れたエネルギー効率を実現した政策・企業の技術を基に地に足つけた議論をすべき。以下のとおり修正されたい。 21行目「…インセンティブは働かないこと」の後に「我が国の強みである省エネ技術、技術開発によって主要排出国を巻き込み実効ある削減を行うことが大切であることを追加すべきである。
292	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)および (環境税)	日本では自主行動計画が機能しており、これを継続利用して排出削減に努めるべき。排出権取引、および環境税の導入は、自主行動計画の成果、企業努力を無視するものである。
293	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)および (環境税)	経済的手法の導入について、既に国民の理解は得られており、早急な判断をすべきである。
294	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)および (環境税)	米国、中国等が参加していない現行枠組みの下で、国内排出量取引や環境税を導入すれば、国際的な競争条件を歪めることになり、炭素リーケージによる地球温暖化がかえって進むことになる。
295	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)および (環境税)	国内排出量取引か、環境税か、ここにはないがトップランナー工場を目指す協定か、そのどれがよい組み合わせがよいかの検討を年末までにすべきである。
296	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (国内排出量取引)および (環境税)	既存施策・制度との整合性、導入による温室効果ガス削減効果の有無、事業・経済活動に及ぼす影響、海外競争力への影響等について、先行する海外の事例等を踏まえつつ、十分かつ慎重な検討を行い、国民各層のコンセンサスを得ることが不可欠である。
297	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	第21回合同会合でも指摘があったように、原油価格の上昇にも拘わらず、民生・業務・運輸分野での消費は増えている。環境税導入による価格効果(消費抑制効果)は無いのではないか。
298	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	エネルギー価格の上昇にも関わらず、民生・業務・運輸分野でのエネルギー消費が増加している実態を鑑みると、「価格インセンティブ効果」や「アナウンス効果」が期待されたほど発揮できない可能性があることを明記すべき。
299	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	環境税については、消費抑制効果に疑問があるとともに、石油石炭税との二重課税になるなど問題が多い。既存税制の見直しのなかで環境対策の財源を確保するなど、国民的なコンセンサスを得つつ慎重に検討すべき。
300	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	環境税については、消費抑制効果が明らかでないこと、我が国産業の国際競争力や国民生活への影響が懸念されること、更には企業の海外移転を通じて地球規模での問題解決に逆行する可能性があるなど問題が多く、国民、事業者からも受け入れられていない施策であることから、その導入については反対。
301	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	民生・運輸部門への効果が期待できない一方、コストの価格転嫁は困難であり、地域経済や雇用に及ぼす影響は大きい。とりわけ中小企業の経営環境への影響は軽視できない。
302	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	温暖化対策のための新たな税制を検討する場合には、「日本経済の進路と戦略」(2007年1月閣議決定)に沿って、既存の関連諸税との整合性や見直しを図ることを前提に、財源を求めるのではなく、価格インセンティブ効果、アナウンスメント効果を追求する税制とし、税収は課税した部門への還流を図るべき。

	該当箇所	意見の概要
303	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	環境省の炭素税+補助金案は、税収中立型炭素税よりも劣った案であるとみるべきである。なぜなら、炭素税そのものは低率のためにインセンティブはほとんどなく、補助金は本当に必要な全ての対象に、必要最小限の支出をすることはできず、行政費用も大きいため、多額の資金を投入しても、大幅な削減が達成される保証がない。
304	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	今回提案されている政策には、産業界が自主的取り組みを主張する反面、効果的な政策措置(炭素税・排出量取引)の導入を阻止するという、典型的な規制妨害(regulatory capture)が見られる。
305	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	欧州の環境税は、産業界に悪影響を与えないよう設計されていた。産業界は、炭素税の導入を全面的に拒否する姿勢を改めるべきである。
306	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	環境税は、各主体にあまねく効果を及ぼすことができるほぼ唯一の政策。温室効果ガスの排出に値段をつけ、脱炭素社会への転換を促す政策として不可欠である。 従って、環境税の導入は、もはやすべきかではなく、排出量取引制度とあわせてどのような形でおこなうべきかどうかの議論がされるべき。
307	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	①リユースびんを用いた商品の税率を極端に下げ、自販機で販売される缶など無駄が多く大量生産・大量消費につながるような製品の税率を上げる ②第1次産業の振興に適切な形で公的予算を支出し、農産物や木材の地産地消を進めていく といったことが重要である。
308	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	炭素税導入による価格効果による削減に期待している。
309	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	環境税については、研究者やNGOだけでなく環境省等においても既に長年にわたり議論されており、現状は「真摯に総合的に検討を進めていく」段階ではない。公平で実効性のある環境税を早急に導入すべきである。
310	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	すぐに導入可能であり、汚染者負担原則の観点からも最も公平な仕組みであるが、中間報告(案)では棚上げされており、極めて問題である。
311	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	環境税の導入にあたっては、自主協定における目標達成の際の免除や他の税における減税と組み合わせることにより、国民、事業者の理解が得られるはずである。
312	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	環境税の税収の使途は、再生可能エネルギーのインフラ整備に充当するとともに、他の減税とのバランスをとって決定すべきである。
313	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	関税、石油石炭税、ガソリン税・経由取引税などの道路特定財源、消費税よりなる石油諸税の見直しを行わず、新税を追加的に導入することは国民、企業にとって大きな負担となる。
314	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	環境税の導入は6%削減約束を達成するために必要不可欠であり、もっとも大事なものとして追加対策に盛り込むべきである。
315	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	目標達成計画の対策とは成り得ないことから、検討すべき事項から削除すべきである。
316	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	目標達成計画と同じ記述であり、現在までの状況の変化や合同会合での議論を無視していると言えるので、最新の状況や合同会合での議論を反映した記述とすべきである。「早急に具体的内容を検討すべき対策・施策」とするべきである。
317	Ⅲ 2. (2)最終報告に向けて検討すべき事項 (環境税)	石油石炭税や自動車関連諸税などの既存税制をCO2排出削減を促進する形に見直しに行くことも急がれる。 さらに税収の使途についても、CO2排出削減を促進する方向にすべきである。